

○民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準 新旧対照表

改正案	現行
<p>第2章 一般信書便事業 第1節 事業の許可 (趣旨)</p> <p>第3条 (略) (審査基準)</p> <p>第4条 許可は、法第7条第1項の申請書及び同条第2項の添付書類に記載された事項について、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 業務の一部の委託 信書便の業務の一部を委託する場合は、次のいずれにも適合していること。 ア～ウ (略) エ 当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託(信書便物の取集、運送及び配達の一部に係る再委託であって、申請者が事前に承認したものを除く。)するものではないこと。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>第7節 信書便約款の認可・変更の認可 (趣旨)</p> <p>第11条 (略) (審査基準)</p> <p>第16条 認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託(信書便物の取集、運送及び配達の一部に係る再委託であって、申請者が事前に承認したものを除く。)するものではないこと。</p> <p>第3章 特定信書便事業 第1節 事業の許可</p>	<p>第2章 一般信書便事業 第1節 事業の許可 (趣旨)</p> <p>第3条 (略) (審査基準)</p> <p>第4条 許可は、法第7条第1項の申請書及び同条第2項の添付書類に記載された事項について、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 業務の一部の委託 信書便の業務の一部を委託する場合は、次のいずれにも適合していること。 ア～ウ (略) エ 当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託するものではないこと。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>第7節 信書便約款の認可・変更の認可 (趣旨)</p> <p>第11条 (略) (審査基準)</p> <p>第16条 認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託するものではないこと。</p> <p>第3章 特定信書便事業 第1節 事業の許可</p>

<p>(趣旨)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(審査基準)</p> <p>第22条 許可は、法第30条第1項の申請書及び同条第2項の添付書類に記載された事項について、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 業務の一部の委託 第4条第6号によること。<u>この場合において、同号エ中「取集、運送及び配達」とあるのは、「運送及び配達」とする。</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>第8節 信書便の業務の一部の委託の認可 (審査基準)</p> <p>第29条 法第34条において準用される法第23条第1項の許可については、第2章第9節の規定を準用する。<u>この場合において、第16条第4号中「取集、運送及び配達」とあるのは、「運送及び配達」とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(審査基準)</p> <p>第22条 許可は、法第30条第1項の申請書及び同条第2項の添付書類に記載された事項について、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 業務の一部の委託 第4条第6号によること。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>第8節 信書便の業務の一部の委託の認可 (審査基準)</p> <p>第29条 法第34条において準用する法第23条第1項の許可については、第2章第9節の規定を準用する。</p>
--	---